

意見書案第 10 号

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を  
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 佐 藤 弘  
浜 奥 修 利  
改 田 勝 彦  
中 田 一 子  
森 脇 謙 一

## 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、環境への負荷が少なく、持続的かつ健全に発展することができる社会であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を生かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題の解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のために、以下の事項についての特段の取り組みを求める。

### 記

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等といった、脱炭素や持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 地域住民や消費者の意識変革や行動変容を促すために携帯アプリ等を活用した新たなサービスを創出する等、自治体と民間団体の連携によるリユース

製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

衆議院議長

参議院議長

あて